

# 福岡県公報

## 目 次

### 告 示 (第2223号～第2236号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) ..... 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 5

## 告 示

### 福岡県告示第2223号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人田川市体育協会

(2) 代表者の氏名

鳩 広英

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田2550番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、田川市におけるスポーツ関係団体相互の連絡協調と親睦をはかることにより、田川市の生涯スポーツの振興とよりよいスポーツ環境づくりを目指とともに、市民の体育・スポーツの普及発展を促し、健康・体力及び技術の向上とスポーツ精神を高揚させ、明朗な田川市建設に寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第2224号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月 2 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子育てサポートぱぴんず

(2) 代表者の氏名

藤本 史子

- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県太宰府市石坂二丁目15番15号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、子供を持つ家庭の育児支援と子育ての中の家庭の肉体的及び精神的負担を軽減しゆとりある子育てを目指し、地域社会全体で子供の健全育成を図ることを目的とする。

**福岡県告示第2225号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市湯町2丁目444番7、444番14から444番22まで、448番12及び450番16
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉北区下到津4丁目9番2号  
トーホーコーエイ株式会社 代表取締役 渡部 通

**福岡県告示第2226号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人  
(1) 名称  
N P O 法人 A N G E L W I N G S

- (2) 代表者の氏名  
藤澤 健児
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉南区上石田四丁目12番3号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、航空機を活用して、航空思想の普及振興や航空に関する知識・技能の向上（教育）に関する事業を行い、不特定多数の住民に対して航空文化を享受できる環境の整備向上を図り、かつ災害発生時においては地域住民に対して、航空機の特性を生かした災害救助に関する活動をし、もって社会に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第2227号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
N P O 法人 愛氣
  - (2) 代表者の氏名  
久保 憲司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉南区田原三丁目7番23号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、知的障害者や高齢者及び子供等の地域住民に対して、介護保険法に基づく居宅介護支援事業や居宅サービス事業並びに在宅福祉サービスを行うことによる

より、また、子供を守る地域防犯活動や障害者への就職に関する支援活動、合気道の普及・指導などを通し、自立支援や家族の介護負担軽減、地域の安全、スポーツの振興を図り、共生共助の地域福祉社会つくり及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第2228号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

##### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月28日農林水産省告示第287号

##### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2229号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

##### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月17日農林水産省告示第2060号

##### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2230号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

##### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月9日農林水産省告示第1397号（2に係るものに限る。）

##### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2231号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年1月17日農林水産省告示第96号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第2232号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年6月22日農林水産省告示第929号（1に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第2233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	直宗方線	前	鞍手郡鞍手町大字新北1040番1先から同郡同町大字八尋1403番1先まで	16.5 ～ 26.0	345.0
			前	同上	9.0 ～ 32.0	360.0
			後	同上	16.5 ～ 26.0	345.0
			後	同上	9.0 ～ 38.0	350.2

## 福岡県告示第2234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年11月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間

直 方 宗 像	直 方 線	鞍手郡鞍手町大字新北1040番1先から 同郡同町大字八尋1403番1先まで
------------	-------	--

**福岡県告示第2235号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

**1 開発区域に含まれる地域の名称**

鞍手郡鞍手町大字永谷字前鎌ヶ谷687-5、687-6、687-10から687-17まで、688-11、688-12、689-2から689-4まで、690-1、690-3、690-4、691-1、691-3、692-1及び692-3（第2工区）

**2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名**

北九州市八幡西区則松一丁目7番15号

株式会社徳力ホンダ 代表取締役 佐藤 静憲

北九州市八幡西区則松一丁目7番15号

株式会社ホンダクリオ徳力 代表取締役 梶谷 利徳

宗像市大字徳重847番地の3

株式会社ホンダ中古車販売徳力 代表取締役 宮崎 均

**福岡県告示第2236号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

**1 開発区域に含まれる地域の名称**

行橋市西泉四丁目4番2から9まで及び4番10並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

**2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名**

行橋市大橋一丁目3番3号

株式会社丸十興産 取締役社長 田中 行徳

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一  
福岡市東区箱崎六丁目六番四  
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)